

組合財産（車両）の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により売買契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告する。

令和8年10月9日

五所川原地区消防事務組合 管理者 佐々木 孝 昌

1 一般競争入札に付する事項

次に掲げる車両の売却

物件番号	車両名	取得年月日	予定価格
1	三菱 パジェロ	平成4年1月	66,764円
2	トヨタ ランドクルーザープラド	平成8年4月	217,204円
3	日野 レンジャー	平成8年3月	832,619円

2 入札に参加する者に必要な資格

施行令第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないものであること。

3 入札参加申込の方法

（1）申込期間

令和8年10月9日（金）から令和8年11月6日（金）まで

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

※土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。

（2）提出先

五所川原地区消防事務組合 消防本部 総務課（以下「消防本部総務課」という。）

（3）提出書類

①一般競争入札参加申込書

②誓約書

③身分証明書（申込者が個人の場合）※写し可

登記事項証明書（申込者が法人の場合）※写し可

④委任状（申込者以外が代理で入札を行う場合）

委任状添付書類：印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの）

⑤市町村税の納税証明書（市町村税の滞納がないことを証する書類）

⑥所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

※法人の場合は法人税の納税証明書も必要とする。

※五所川原市、鶴田町、中泊町入札参加資格者名簿に登録されている場合は③、⑤、⑥に関しての書類の提出を省略することができるものとする。

(4) 提出方法

消防本部総務課まで郵送（11月6日必着）または持参すること。

4 入札日時及び場所

日時：令和8年11月12日（木）午前10時～

場所：五所川原地区消防事務組合 消防本部 2階会議室

5 入札保証金

五所川原地区消防事務組合財務規則（平成17年五所川原地区消防事務組合規則第23号）第10条において準用する、五所川原市契約事務規則（平成17年五所川原市規則第53号）第6条第1項第4号の規定により免除する。

6 契約の締結

落札者は落札決定の日から7日以内に契約を締結すること。期日までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とする。

7 契約保証金

契約締結前に契約金額の100分の5以上の保証金を納める。

8 代金の納入期限

契約締結の日から30日以内に売却代金を一括して納入する。

9 その他

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

詳細は五所川原消防事務組合ホームページ（<https://www.city.goshogawara.lg.jp/GFD/index.html>）に掲載の入札説明書を確認すること。